

令和7年1月24日

大阪府内医師会 御中

大 阪 府 医 師 会
(公印省略)

HPVワクチン（キャッチアップ）の接種に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月23日付で別添の標記通知を府内市町村長宛に送付いたしましたので、情報提供いたします。

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る経過措置等につきましては、一部自治体において対象者への周知等がなされる運びとお聞きしています。対象者の方が必要な情報を得られるよう、地元行政とのご調整等、引き続きお取り計らいをお願い申し上げます。

【担当】 大阪府医師会 地域医療1課（TEL:06-6763-7012）
--

写

令和 7 年 1 月 2 3 日

大阪府内市町村長 様

大阪府医師会長 加納康至
(公印省略)

HPVワクチン（キャッチアップ）の接種に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年に積極的勧奨が再開されたHPVワクチンでは、接種機会を逃した方に対する接種（以下、キャッチアップ接種）が実施されてきました。キャッチアップ接種は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までが実施期間として設定されてきたところです。

令和6年度はキャッチアップの最終年度にあたることから、これまで国から種々の事務連絡が発出されました。昨年11月27日開催の第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会においては、「キャッチアップ接種期間内に1回以上接種を行っている場合は、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける」ことが確認されています。

詳細は別添（同封）の通知類をご参照いただきたく存じますが、前述の分科会の議論をはじめとする様々な内容の通知が現場に届くため、医療機関では一定の混乱が見られました。

本会としましては、HPVワクチンの接種に関し、医療現場はもとより、対象となる市民が混乱することなく必要な情報を得られることが重要と思料いたします。今般の経過措置に関する情報等、各個人が確実に得られるよう、ご配慮をお願いいたしたく存じます。

貴職におかれましては事情をご賢察いただき、HPVワクチンの接種に関する周知、および情報発信につきまして、引き続きご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<追記>

本件は、大阪府内の医師会あてに情報提供することを申し添えます。

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における
HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

キャッチアップ接種期間が、今年度末までとされているところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいて別添のとおりHPVワクチンの限定出荷が行われている状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、期間終了後の取扱いについて、第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）において議論を行いましたので、基本方針部会における結論等について下記のとおり整理の上、お知らせします。

今後のスケジュール等については、決定次第、速やかにお示しする予定ですが、各自治体におかれては、下記の内容について御了知いただき、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において維持、確保をお願いする相談支援体制・医療体制にも御配意の上、接種体制の確保に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いします。

記

1. 基本方針部会における結論

① キャッチアップ接種期間終了後の取扱いについて

キャッチアップ接種期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるところ、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける。

② 経過措置の対象者について

キャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者（平成20年度生まれの女子）も対象とする。

③ 経過措置の期間について

ワクチンの添付文書上の接種間隔等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後1年間とする。

④ 周知・広報について

自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、対象者が接種について検討・判断できるよう、経過措置の内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要である。

2. その他

1にお示しした方針を踏まえ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を経て、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を改正し、令和7年4月1日から施行する予定である。今後のスケジュール及び周知・広報の内容等については、12月中に開催を予定している自治体説明会等において適宜お示しする。

【参考】

ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

以上

2024 年 11 月

医療関係者 各位

M S D 株 式 会 社
東京都千代田区九段北一丁目 13 番 12 号 北の丸スクエア

組換え沈降 9 価/4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）
「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」「ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ」
限定出荷における今後の出荷量の見通しについて【続報】

謹啓 時下の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」「ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ」につきましては、2024 年 10 月 3 日より卸売販売業者様への限定出荷を実施しております。医療関係者の皆様、接種を希望される皆様にはご不便をおかけしますこと、お詫び申し上げます。この度、「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」におきまして、下記の通り現時点での今後の出荷量の見通し（続報）をご案内いたします。在庫の偏在を避け一人でも多くの接種希望にお応えするため、11 月以降も限定出荷を継続して安定供給に努めてまいります。一日でも早く限定出荷を解除できるよう、今後も出荷時期の可能な限りの前倒しと増産に取り組んでまいります。また、次年度以降も十分な供給量を確保するよう、最善を尽くしていく所存です。なお、限定出荷解除時期は改めてお伝えさせていただきます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 対象製品

商品名	包装	統一商品コード	出荷量の状況・対応状況※1
シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ	シリンジ 0.5mL 1 本	185-81060-9	A プラス、出荷量増加 ④限定出荷（その他）
ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ	シリンジ 0.5mL 1 本	185-80840-8	A. 出荷量通常 ④限定出荷（その他）

※1 日本製薬団体連合会より 2023 年 3 月 1 日付で発出された日薬連発第 137 号『「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直し』に基づき、出荷量の状況・弊社の対応状況を表記しております。

2. シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジの納入実績及び現時点（11 月 15 日）における出荷量の見通し※2※3

	2024 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月予定	12 月予定	2025 年 1-2 月予定
出荷量	約 27 万本	約 56 万本	約 54 万本	約 72 万本	約 68 万本	約 45 万本	約 160 万本以上
納入実績	約 26 万本	約 44 万本	約 63 万本	約 44 万本			

※2 納入実績は、卸売販売業者様から医療機関様への納入量です。出荷量の見通しは弊社から卸売販売業者様への出荷予定量です。出荷から各医療機関様への納入までには数日以上を要し、地域により異なります。そのため、実際の医療機関様への納入タイミング、納入量等については、卸売販売業者様にご確認ください。

※3 生産状況により弊社から卸売販売業者様への出荷スケジュールは前後する可能性があります。

3. 医療関係者様へのお願い

引き続き、予約状況に応じた数量での随時購入へのご協力をお願い申し上げます。

以上

製 品 の お 問 い 合 わ せ 先

MSD カスタマーサポートセンター
医療関係者の方 TEL 0120-024-797(ワクチン専用)
<受付時間>9:00-17:30（土日祝日・当社休日を除く）

事 務 連 絡
令和6年10月16日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュールについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等については、別紙「HPVワクチンに関する10月以降の周知資材等について（その2）」（令和6年9月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「9月16日付け事務連絡」という。）において、お知らせしたところです。

今般、標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法として、特に疑義が多かった点について、下記のとおり整理しましたので改めてお知らせいたします。

引き続き、接種対象者や保護者等への周知・広報を含め、接種を希望する者に対して円滑な接種の実施のために必要な対応を講じるとともに、貴管内関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法について

9月16日付け事務連絡においては、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえ、定期接種実施要領（以下「実施要領」という。）において、4価及び9価ワクチンについては最短4か月で接種を完了する方法が実施要領に示されている旨、お示ししております。

このことを踏まえ、引き続き、接種対象者ご自身の体調等を考慮し、無理のない接種スケジュールを計画いただくとともに、令和6年度中に当該ワクチンの3回の接種を完了することを希望する場合は、今年の11月末までに接種を開始することを検討してください。

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 16 日

各 (都道府県
市 町 村
特 別 区) 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンに関する 10 月以降の周知資材等について（その 2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間としており、今年度は実施期間の最終年度となっております。加えて、高校 1 年相当の女性についても、定期接種の対象となる最終年度となっております。

また、15 歳以上の女性は、HPVワクチンを合計 3 回接種する必要がある、年度内に公費で 3 回の接種を完了するためには約 6 か月の期間を要することから、公費による接種を希望する方は、遅くとも本年 9 月末までに 1 回目の接種をする必要があるところ、これまで当省からは周知に活用いただける資材等をお示ししており、各自治体においてこうした資材等も活用いただきながら様々な方法で周知に御尽力いただいているものと承知しております。

先般「HPVワクチンに関する 10 月以降の周知資材等について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）にてお知らせしていたとおり、10 月以降の HPV ワクチンの周知に活用いただける資材、及び 10 月以降の接種スケジュール等に関して各自治体から照会いただいた内容を別添の Q A にまとめました。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断が行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【チラシ・ポスター（2024 年 9 月作成）】

- 資材 1 キャッチアップ接種チラシ
- 資材 2 キャッチアップ接種チラシ（横長サイズ）
- 資材 3 キャッチアップ接種ポスター
- 資材 4 高校 1 年生向けチラシ
- 資材 5 高校 1 年生向けチラシ（横長サイズ）
- 資材 6 高校 1 年生向けポスター

（資材については、厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます）

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

○HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等の取扱いについて

問1 HPVワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

(答)

○ 定期接種実施要領第2各論6(4)～(6)に定めている通り、以下のよう接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとる事ができない場合の接種方法
2価	1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行う。
4価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。
9価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。

問2 答1の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

(答)

- ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとした。
- 自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答1に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答1の方法を周知する予定はない。

問3 令和7年3月末までに3回目までの接種を完了できない場合であっても、令和7年3月末までに行った接種は公費の対象か。

(答)

- キャッチアップ接種の期間である令和7年3月31日までの間であれば、3回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。